第十一条の二第一項及び第二項中「受託銀行等」を「都道府県、特定市又は受託銀行等」に改める。

第十四条中「当せん金付証票の発売等」を「第六条第一項の規定により委託を受けた事務」に改める。

第十六条第二項中「その受託銀行等」を「当該都道府県、当該特定市又は次回の加算型当せん金付証票に係る受託銀行等」に改め、同条第四項第四号中「発売等」の下に「について第六条第一項の規定により委託を受けた事務の実施」を加え、「第六条第三項第二号本文」を「同条第三項第二号本文」に改める。

第十八条第一項第三号中「当せん金付証票の発売等」を「第六条第一項の規定により受託銀行等が委託を受けた事務」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条　地方特例交付金は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付するものとする。

第三条を削る。

第四条の見出しを「（地方特例交付金の額）」に改め、同条第一項中「減収補**塡**特例交付金の」を「地方特例交付金の」に改め、「平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該額に五百億円を加えた額。」を削り、「減収補**塡**特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第二項中「減収補**塡**特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「都道府県減収補**塡**特例交付金総額」を「都道府県交付金総額」に、「按分した」を「按分した」に改め、同条第四項中「減収補**塡**特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「減収補**塡**特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、減収補**塡**特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を「地方特例交付金総額」に改め、「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該額に五百億円を加えた額。）」を削り、「減収補**塡**特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第三項中「減収補**塡**特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「都道府県減収補**塡**特例交付金総額」を「都道府県交付金総額」に、「按分した」を「按分した」に改め、同条第四項中「減収補**塡**特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「減収補**塡**特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、減収補**塡**特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を「地方特例交付金総額」に改め、「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該額に五百億円を加えた額。）」を削り、「減収補**塡**特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第五項中「減収補**塡**特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「減収補**塡**特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、減収補**塡**特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を「地方特例交付金総額」に、「都道府県減収補**塡**特例交付金総額」を「都道府県交付金総額」に改め、同条第三項中「減収補**塡**特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「都道府県減収補**塡**特例交付金総額」を「都道府県交付金総額」に、「按分した」を「按分した」に改め、同条第四項中「減収補**塡**特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「減収補**塡**特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、減収補**塡**特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を「地方特例交付金総額」に改め、「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該額に五百億円を加えた額。）」を削り、「減収補**塡**特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第五項中「減収補**塡**特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「減収補**塡**特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、減収補**塡**特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を「地方特例交付金総額」に、「市町村減収補**塡**特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、市町村減収補**塡**特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を「市町村交付金総額」に改め、「（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該按分した額に、五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額（地方税法等改正法が施行されたことにより生じた自動車取得税交付金の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額を加えた額）」を削り、同条を第三条とする。

第五条第一項中「第二条第四項に規定する」を「前条第三項及び第五項の規定により交付すべき」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項の表四月の項中「減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、「児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第一項中「地方交付税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百十一号）」を加え、「第二条第二項」を「第二条」に、「減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「減収補**塡**特例交付金」を「地方特例交付金」に、「第四条第三項」を「第三条第三項」に、「第四条第五項」を「第三条第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「第七条及び第八条第二項後段」を「第六条及び第七条第二項後段」に改め、同条を第十二条とする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第五条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条　削除

第十条中「地方交付税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百十一号）」を加える。

（東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部改正）

第六条　東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「震災復興特別交付税額」を「平成二十三年度震災復興特別交付税額」に改める。

第四条の見出しを「（平成二十三年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十四年度における交付）」に改め、同条第一項中「震災復興特別交付税額」を「平成二十三年度震災復興特別交付税額」に改め、「については、」の下に「千三百六十五億円と」を、「定める額」の下に「との合算額」を加え、同条第二項を削る。

第五条（見出しを含む。）中「震災復興特別交付税額」を「平成二十三年度震災復興特別交付税額」に改める。

第六条第一項中「及び平成二十四年度」を削り、同条第二項中「当該年度の」を削り、「、平成二十三年度にあつては同年度の特別交付税の総額から同条に規定する震災復興特別交付税額を、平成二十四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から同法第四条第二項に規定する加算された震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ」を「特別交付税の総額から同条に規定する平成二十三年度震災復興特別交付税額を」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十四年度分の地方交付税から適用し、平成二十三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十四年度分の予算から適用する。